

生涯現役社会の構築に向けた「アクションプラン 2016」

平成 28 年 4 月
次世代ヘルスケア産業協議会

1. ヘルスケア産業政策の基本コンセプト

我が国は、戦後目覚ましい経済発展を遂げるとともに、医療制度を始めとする社会保障制度の充実等により、世界に冠たる健康長寿国となった。この間、国民の平均寿命は 50 歳から 80 歳まで伸び、「人生 90 年時代」も間近となっている。この結果、人口構成は大きく変化し、高齢化率は世界最高水準までに高まってきている。

他方、現行の社会保障制度は、経済の発展期に構築されたものであり、国民医療費や介護費等の社会保障費の増大に代表されるように、社会経済システムの在り方を含め制度の見直しが必要となっている。

経済活動や育児に邁進するいわゆる「働く世代」を引退した方々においても、一定の社会活動を担う能力と意欲を有しており、これら新たな活動主体の存在を前提とした経済システムの構築や新産業（雇用）の創出が求められる。

国民が健康を管理する習慣を持ち、健康を維持することで長期に亘る社会参加を可能にし、社会への関わりが更なる健康の維持に役立つという正の循環を実現することが、理想の成熟社会を実現する鍵となる。

そのためには、国民一人一人が自らの人生の在り方を真剣に考え、自らの健康に責任を持ち、自発的な健康行動を起こしていくことが重要であるが、現実には以下の 4 つの壁（課題）^{※1} の存在により、その行動が阻害されている状況にある。

※1 4 つの壁（課題）

- ① 身体の壁（いわゆる現役時代から適切な健康管理が行われていない）
- ② 価値観の壁（リタイア後の生活設計や生き方についての意識が低い）
- ③ 選択肢の壁（高齢者に適した柔軟な働き方や利用可能なサービスが少ない）
- ④ 情報の壁（自らに適した働き方や良質なサービスにたどりつけない）

政府として、国民がこれらの 4 つの壁を乗り越え、誰もが人生を最期まで幸せに生きることができる「生涯現役社会」を構築するため、健康経営を強力に推進するとともに、健康増進や社会参加を支えるヘルスケア産業育成に取り組んでいくことが必要である。

2. アクションプラン 2015 からの検討経緯（～健康投資WG・新事業創出WGの検討～）

- 第4回次世代ヘルスケア産業協議会において取りまとめられた「アクションプラン 2015」は、『日本再興戦略』改訂 2015 等にも反映され、政府全体としても「健康長寿社会の構築」に向け、「健康医療戦略推進本部」を中心とした各省連携の下で、需給両面からの対策を講じてきている。

（1）需要面（健康経営・健康投資の促進）【健康投資WG】

健康投資WG（第7回～第10回の計4回開催）を通じて、健康経営・健康投資の促進に向けた取組及び更なる政策課題の検討を行ってきた。

健康経営銘柄の継続的实施等により、大企業においては、健康経営は一定の理解が進みつつある。一方で、中小企業等における健康経営に向けた取組は未だ緒に就いたばかりであり、我が国において健康経営が「企業文化」として定着していくためには、中小企業等における取組を顕彰する制度の創設や優遇措置の拡大を図っていく必要がある。

また、健保の糖尿病有病者を中心に、健診・健康情報等を活用して、個人の行動変容をもたらすサービス創出の実証に着手しつつある（本人同意を前提）。今後、情報技術等を活用した予防事業を促進するためには、事業主及び保険者がメリットを感じるためのインセンティブ措置を整えていく必要がある。

（2）供給面（地域における新たなヘルスケア産業の創出）【新事業創出WG】

新事業創出WG（第4回～第6回の計3回開催）を通じて、地域における新たなヘルスケア産業の創出に向けた取組及び更なる政策課題の検討を行ってきた。

全国28か所で地域版次世代ヘルスケア産業協議会（以下、地域版協議会という。）が設置され、事業者・自治体の連携は深化しつつある。一方で、今後、地域で信頼される事業を創出していくためには、関係省庁や経済・医療・介護関係者の中央レベルでの合意形成と、それを踏まえた地域展開が必要である。具体的には、地域版協議会を核とした医療・介護関係者との連携強化などを行うことが重要である。

また、地域の介護サービスを補完するという観点から、関係省庁連携の下で公的保険外サービスの事例集を策定した。今後は、利用者・自治体・ケアマネジャー等への普及展開が鍵であり、インターネットの活用等により利用者にとって容易に検索出来る形にする等、適切な情報提供を図っていくことが重要である。加えて、地域関係者が安心してサービスを活用するためには、サービス品質を適切に評価することが重要である。そのため、昨年からの第三者認証制度を開始したが、今後は、認証制度の普及とともに、科学的根拠を継続的に収集・蓄積・評価する仕組みが必要となる。

本協議会では、各WGでの検討結果を踏まえ、先述の「① 身体の壁」、「② 価値観の壁」、「③ 選択肢の壁」、「④ 情報の壁」の4つの壁（課題）を超える（解決する）ための、今後取り組む具体策を「アクションプラン 2016」としてとりまとめた。

3. アクションプラン 2016

(1) ヘルスケア産業活用に向けた基本的考え方の整理

I. 地域包括ケアシステム実現に向けた「医福・産官学金」連携に関する基本指針の策定と地域でのモデル作り

地域包括ケアシステムの実現を目指して、経済産業省及び厚生労働省が、経済・医療・介護関連団体等関係者の協力を得て、超高齢社会におけるヘルスケアサービス創出に向けた基本的考え方をまとめるとともに、公的医療・介護保険にも民間活力の貢献が期待される分野^{※2}を明確にし、「医福・産官学金」（医療・福祉・産業・行政・アカデミア・金融）連携の下で、地域における持続可能なモデル構築を共同で行う旨を示した基本指針等を策定する。

(※2 想定される分野のイメージ)

- i) 現役世代に対する生活習慣病予防
- ii) アクティブシニア世代に対するフレイル予防と社会参画の機会作り
- iii) 健康に不安がある高齢者に対する見守り・生活支援等
- iv) 人生の最期まで住み慣れた場所で心残りなく生ききるための環境整備

当該基本指針の策定に当たっては、次世代ヘルスケア産業協議会の下に設置される検討会において平成28年度中にとりまとめる。また、民間事業者、医療・介護関係機関、保険者等による切れ目ないサービスの提供を行うモデル的な取組を支援し、他地域に横展開する等、当該指針に基づいた対応を進める。

(2) 「身体の壁」を超えるためのアクション

① 「大企業」における健康経営の普及促進

I. 健康経営銘柄の継続実施と健康経営度調査等を活用した研究の推進

企業による健康経営の推進及び質の向上を図るため、健康経営銘柄を継続実施するとともに、選定方法の改善（連続選定企業の取扱いの検討等）を行う。

また、健康経営度調査等のデータを活用し、個別企業の健康経営の取組事例や経年で企業業績等と健康経営の関係性などに関して、公的な研究・学術機関や大学等と連携して、経営学的視点も踏まえた分析・研究を開始する。これらの研究成果を踏まえて、今後の健康経営銘柄の審査基準等の精緻化を図り、健康経営の質の向上を図る。

加えて、本年4月に策定した「情報発信の手引き書」を踏まえた積極的な情報発信の取組に関しては、次回の健康経営銘柄の選定の際の考慮要素とする。

II. 健康経営に取り組む企業の裾野を拡大するための取組の促進

健康経営度調査等を活用することにより、健康経営の基本的な取組の実施や情報発信を行っている企業の「見える化」を図るため、「日本健康会議」において 2020 年までに 500 社を目標として企業を公表する。

② 「中小企業」における健康経営の普及促進

I. 「健康経営優良法人認定制度」を核とした中小企業等への展開

i) 「健康経営優良法人認定制度」の創設

「健康経営優良法人認定制度」（基準策定：経済産業省・厚生労働省、認定事業：日本健康会議）を、平成 28 年秋頃に開始する。その際、自治体、保険者、商工会議所、医師会等の協力を得て、全国の多くの中小企業等が申請しやすい環境整備を行う。

ii) 「健康経営優良法人認定制度」と連動したインセンティブ措置の拡充

上記認定制度の活用を図るため、制度と連動したインセンティブ^{※3}の付与を行う自治体・民間事業者の取組を促進するため、地域における優良事例の横展開やマッチング機会の提供を行う。

(※3 インセンティブの例)

- ・ 資金調達に係る優遇(地銀、信金、信保協等)
- ・ 人材調達における優遇(人材紹介会社等)
- ・ 公共調達における優遇(自治体)
- ・ サービス利用における優遇(民間保険会社等) など

iii) 地域版次世代ヘルスケア産業協議会による健康経営普及の取組の促進

地域版次世代ヘルスケア産業協議会の枠組みを活用し、各地域の実情に応じた健康経営の普及促進を図るとともに、各地域での優良事例を平成 28 年度中に次世代ヘルスケア産業協議会でとりまとめ、他の地域に横展開を図る。

II. 健康経営の実践に向けたノウハウ等の提供

本年 3 月に東京商工会議所において創設した「健康経営アドバイザー」について、全国の商工会議所等を通じて普及を図る。

加えて、健康経営の普及を目的とする初級資格に加え、医療関係団体、経済関係団体等の協力のもと、健康経営の具体的な実施に対してアドバイスを可能とする専門的な知識・技能の習得を想定した上級制度の構築を検討する。

③ 健康経営・健康投資を促進するインセンティブの整備

I. 「保険者」への健康増進・予防の取組に係るインセンティブの見直し

平成 27 年度にとりまとめた、保険者で共通して取り組むべき指標の指針を踏まえつつ、平成 30 年度から、加入者の予防・健康づくりや医療費適正化の取組を行う保険者のインセンティブを強化するため、後期高齢者支援金の加算・減算制度の見直しや、保険者努力支援制度の具体化等、保険者種別毎に具体的な制度設計や評価指標等を検討する。国保の保険者努力支援制度については、その趣旨を平成 28 年度から現行補助制度に前倒しで反映する。

II. 「個人」への健康増進・予防の取組に係るインセンティブの整備の促進

i) ヘルスケアポイント等の導入推進

保険者等が保健事業として個人への予防インセンティブを提供する取組を実施する場合のガイドラインを公表し、取組の推進を図る。

ii) 個人の健康度合いと連動する民間保険商品の普及促進

ウェアラブル機器等の普及により個人の健康情報がリアルタイムで計測できる環境が整備されつつある中、健康リスクの度合いに応じた民間保険商品を開発・設計する際の課題や留意点を抽出する。

④ 健康経営の実践を支えるサービス事業者の育成

I. 健康経営を支えるビジネスの市場規模の見える化

企業等が健康経営を実践する際に重要となる健康経営を支えるビジネスに関して、サービスの種類や市場規模等に関する調査を実施し、平成 28 年度中に公表する。また、それに伴い、健康に資するオフィス環境の整備等、健康経営を支えるビジネスとして今後発展が見込まれるものに関し、そのために必要な課題整理等を行う。

II. 民間サービスの品質の見える化と企業・保険者とのマッチング機会の提供

優良なヘルスケアサービス事業者の活用促進を図るため、日本健康会議において、サービス品質の見える化を図り、優良なヘルスケア事業者を 100 社公表するとともに、企業・保険者とのマッチング機会の提供(データヘルス見本市の開催等)を行う。

(3) 「価値観の壁」を超えるためのアクション

① 個人の行動変容を促す仕組みづくり

I. 健康・医療情報の統合的な活用による従業員の行動変容効果の実証

医療機関や保険者、企業、サービス事業者等が、レセプト情報、健診情報及び各個人がウェアラブル端末等で蓄積した健康情報等を収集し、統合的に解析・活用することで、糖尿病等の疾病予防・重症化予防に向けた行動変容を促すための仕組みを実証する。将来的には、現役世代に対する生活習慣病予防から、アクティブシニアに対するフレイル予防、妊娠中の健康管理などの分野への横展開を検討する。こうした取組を大企業から中小企業、国保・地域に主体を広げ、更なる個人の行動変容を促す仕組みづくりやデータ活用を促進する。

② 自治体の取組を促す仕組みづくり

I. 自治体における予防サービス導入の環境整備（SIB等の導入促進）

民間の資金やサービスを活用して、効果的・効率的に健康予防事業を行う自治体等の保険者へのインセンティブとして、ヘルスケア分野における成果に対する信頼性の高い評価指標や予算化の方法、国と自治体とのリスク負担のあり方等の課題への対応策を整理し、ソーシャル・インパクト・ボンドの導入を推進する。

(4) 「選択肢の壁」を超えるためのアクション

① 地域資源を活用した新たなヘルスケア産業の創出

I. 「食・農」×「健康」による新たなヘルスケア産業の創出

i) 地域関係者が連携した食関連ヘルスケア産業の創出

地域版協議会等を通じて、生活習慣に配慮しながら地域食品事業者と連携した食生活の改善による健康づくりと健康に資する農林水産物等の活用を一体的に推進し、地域の農林水産物の需要創出と地域住民の健康増進を同時に実現する食関連ヘルスケア産業の創出を加速化する。

ii) 食習慣データの集積及びそれらを活用した食生活改善事業の推進

既存コホートの活用や食習慣データの集積など、健康に資する食生活のビックデータ収集・活用のための基盤整備を推進する。ひいては、これらの成果を活用して個別の生活習慣を考慮した食育へと発展させ、地域の食産業を活用しながら国民ひとりひとりが栄養バランスに配慮した食生活を実践しやすい環境整備を行う。

Ⅱ. 「観光」×「健康」による新たなヘルスケア産業の創出

i) ヘルスツーリズムの品質認証制度の構築及び活用促進

消費者が安心してヘルスツーリズムを利用できる環境の整備と市場の発展、関連産業の活性化を図るため、ヘルスツーリズムプログラム認証制度の創設・運用開始を目指す。その際、アクティブレジャー認証制度とも連携しつつ、両認証制度の活用促進を図る。

ii) 地域関係者が連携した宿泊型保健指導プログラムの創出及び効果検証

糖尿病等の生活習慣病が疑われる者などを対象として、ホテル、旅館等の宿泊施設や地元観光資源等を活用して行う宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）プログラムについて、地域版協議会等を通じて開発・活用を促進する。また、同保健指導の効果検証のための研究を行う。

iii) 地域関係者が連携したヘルスツーリズムの創出・活用促進

ニューツーリズム振興施策の一環として、地域資源を活用したヘルスツーリズムに係る商品開発やマーケティング、実証実験、プロモーション活動等に積極的に取り組む地域に対する支援を実施する。

Ⅲ. 「スポーツ」×「健康」による新たなヘルスケア産業の創出

i) 地域関係者が連携した住民参加型スポーツイベントの開催及びスポーツツーリズムの創出

地域版協議会と地域スポーツコミッション（スポーツを核とした地域活性化に取り組む組織）の連携促進を図り、スポーツを通じた地域の健康増進モデルを創出する。具体的には、新たなスポーツイベントの開催や誘致、地域スポーツの活性化等の活動に対する支援を強化するとともに、「スポーツ文化ツーリズム百選」（仮称）の選定等、スポーツ（健康増進活動）と観光を融合させる取組を支援することにより、新たな事業を創出する。

ii) 職域における（ワークスタイルに根ざした）運動習慣の構築

国民の行動変容を促すため、参加しやすい新しいスポーツの開発・普及（障害者スポーツ用具の開発を含む）等を進めるとともに、ワークスタイルの変革等を促し、職域における身近な運動を推奨することで、取り組みやすい健康増進活動を普及する。

② 新たなヘルスケア産業創出に向けた事業環境整備

I. 新事業創出に向けたヘルスケア分野のエコシステム作り

ヘルスケア分野における安心・安全かつ持続可能な事業を創出する観点から、地域経済活性化支援機構、民間事業者や団体・イベント等と連携しながら、新事業創出に必要な資金及び事業化支援人材等を一体的に供給する仕組みを構築するとともに、ビジネスコンテスト等を通じた事業化支援プログラムや優良事例の顕彰を実施し、ヘルスケア分野で自立的・持続的にビジネスが創出される仕組み（エコシステム）を構築する。

II. ヘルスケア産業分野における関係法令の適応関係の明確化（グレーゾーン解消促進）

産業競争力強化法のグレーゾーン解消制度を活用し、引き続きヘルスケア分野における関係法令の適応関係を明らかにするとともに、今後同様の事案に直面する新規事業者の参考となるように、安全性や公衆衛生の観点にも配慮した上で解消事例を整理・公表していく。

③ 自治体における取組の選択肢拡大

I. 自治体における予防サービス導入の環境整備（SIB等の導入促進）【再掲】

(5) 「情報の壁」を超えるためのアクション

① 地域関係者への公的保険外サービスに係る情報提供による活用促進

I. 地域の高齢者の多様なニーズを満たす健康・生活支援等サービスの収集・見える化

地域資源を活用した地域包括ケアシステムの構築を促進するため、地域版協議会等を通じて、地域における取組^{※4}の情報を集約化し、利用者、保険者、ケアマネジャー等がアクセスしやすい環境を整備するため、経済産業省・厚生労働省において、保険外サービス情報の一元化を図る取組を推進する。

(※4 想定される取組のイメージ)

- i) 地域版「介護保険外サービス活用ガイドブック（仮称）」を策定
- ii) 高齢者向けサービスをコーディネートするケアマネジャーや地方自治体関係者への研修・体験の場の創出
- iii) 保険内外のサービスの情報をワンストップで提供する相談窓口の設置
- iv) 在宅領域における多職種連携等による新たなサービスの開発・実証を、利用者等と共創する機能の充実（「在宅版リビング・ラボ（仮称）」の設置）

② 消費者へのサービス品質の見える化と情報の一元化

I. 健康増進・予防サービスに関するエビデンスの収集・蓄積・評価の仕組みづくり

i) 第三者認証制度の活用促進

ヘルスケア分野でサービスの品質や安全性等が見える化するため、ヘルスツーリズムプログラム認証制度等の新たな枠組みの構築を推進するとともに、アクティブレジャー認証制度をはじめとする既存の第三者認証制度等の一層の活用促進を図る。

ii) 公的研究機関等と連携した科学的エビデンスに基づく健康増進・予防サービスの創出

科学的エビデンスに基づいた健康増進・予防サービスの創出を支援するため、公的研究機関等と連携して、サービスの品質確保に資するデータの収集・蓄積・評価のあり方に関する検討に着手し、来年度中を目途に具体的な取組を開始するとともに、その結果の幅広い周知を図る。

iii) 保険外サービスの情報の一元化と事業者による自主的な情報開示の促進

保険外サービスの活用促進を図る観点から、利用者にとって容易に検索可能な情報提供のあり方を検討するとともに、事業者自らが提供サービスの効果・効能等を評価し公開することを推奨する。

<次世代ヘルスケア産業協議会 構成員（平成28年4月22日現在）>

○委員

安道 光二	日清医療食品株式会社 代表取締役会長兼社長
上原 明	日本一般用医薬品連合会 会長
大原 昌樹	四国の医療介護周辺産業を考える会 会長
荻野 勲	オムロンヘルスケア株式会社 代表取締役社長
北川 薫	新ヘルスケア産業フォーラム 代表
斎藤 敏一	株式会社ルネサンス 代表取締役会長
堺 常雄	一般社団法人日本病院会 会長
櫻田 謙悟	一般社団法人日本経済団体連合会 社会保障委員長
下田 智久	公益財団法人日本健康・栄養食品協会 理事長
白川 修二	健康保険組合連合会 副会長兼専務理事
末松 誠	国立研究開発法人日本医療研究開発機構 理事長
関口 洋一	健康食品産業協議会 会長
妙中 義之	国立研究開発法人国立循環器病研究センター 研究開発基盤センター長
武久 洋三	一般社団法人日本慢性期医療協会 会長
田中 富美明	株式会社コナミスポーツクラブ 取締役会長
谷田 千里	株式会社タニタ 代表取締役社長
辻 一郎	東北大学大学院医学系研究科 教授
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センター センター長
徳田 禎久	北海道ヘルスケア産業振興協議会 会長
永井 良三	自治医科大学 学長（座長）
中尾 浩治	テルモ株式会社 取締役顧問
松永 守央	九州ヘルスケア産業推進協議会 会長
森 晃爾	産業医科大学 産業生態科学研究所 教授
横倉 義武	公益社団法人日本医師会 会長

○オブザーバー

全国知事会、全国市長会、全国地方銀行協会

○関係省庁

内閣官房 健康・医療戦略室

厚生労働省

農林水産省

スポーツ庁

観光庁

経済産業省（事務局）